

平成28年10月1日施行  
【改正商業登記規則】

黄色マーカーは主たる改正部分

緑色マーカーは改正によって影響を受けた部分

なお、本規則では、「あって」や「よって」の「っ」は大きい文字で制定されています。

(附属書類の閲覧請求)

- 第21条 登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、請求の目的として、閲覧しようとする部分を記載しなければならない。
- 2 前項の申請書には、第18条第2項各号（第3号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が署名し、又は押印しなければならない。
- 一 申請人の住所
  - 二 代理人によつて請求するときは、代理人の住所
  - 三 前項の閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由
- 3 第1項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請人が法人であるときは、当該法人（当該登記所の管轄区域内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は第1項の申請書に会社法人等番号を記載したものを除く。）の代表者の資格を証する書面
  - 二 前項第3号の利害関係を証する書面

(添付書面)

第61条 定款の定め又は裁判所の許可がなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる申請については、申請書に、定款又は裁判所の許可書を添付しなければならない。

- 2 登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。
- 一 株主  
株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
  - 二 種類株主  
当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数
- 3 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第319条第1項（同法第325条において準用する場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。
- 一 10名
  - 二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

- 4 設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とする。
- 5 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「設立時取締役」とあるのは「設立時代表取締役又は設立時代表執行役」と、同項後段中「取締役」とあるのは「代表取締役又は代表執行役」とする。
- 6 代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表取締役又は代表執行役（取締役を兼ねる者に限る。）が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。
- 一 株主総会又は種類株主総会の決議によつて代表取締役を定めた場合  
議長及び出席した取締役が株主総会又は種類株主総会の議事録に押印した印鑑
  - 二 取締役の互選によつて代表取締役を定めた場合  
取締役がその互選を証する書面に押印した印鑑
  - 三 取締役会の決議によつて代表取締役又は代表執行役を選定した場合  
出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑
- 7 設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下この項において「取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第4項（第5項において読み替えて適用される場合を含む。）又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。
- 8 代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役（登記所に印鑑を提出した者に限る。以下この項において「代表取締役等」という。）の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。
- 9 設立の登記又は資本金の額の増加若しくは減少による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に従つて計上されたことを証する書面を添付しなければならない。
- 10 登記すべき事項につき会社に一定の分配可能額（会社法第461条第2項に規定する分配可能額をいう。）又は欠損の額が存在することを要するときは、申請書にその事実を証する書面を添付しなければならない。
- 11 資本準備金の額の減少によつてする資本金の額の増加による変更の登記（会社法第448条第3項に規定する場合に限る。）の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（準用規定）

第92条 第61条第9項及び

（添付書面の特則）

第103条

3 . . . . . 第61条第7項の